

令和元年 11 月長野県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

令和元年11月25日（月曜日）

N O S A I 長野会館 6 階大会議室

午後 2 時00分 開会、開議

午後 3 時54分 閉議、閉会

出席議員（13名）

2 番	柳田清二
3 番	花岡利夫
4 番	井出高明
5 番	藤巻 進
7 番	池田国昭
8 番	中島義浩
10番	丸山寿子
11番	横山好範
12番	渡邊 光
13番	下平豊久
14番	栩本 力
15番	渡辺正男
16番	福原和人

欠席議員（3名）

1 番	牧野光朗
6 番	関川芳男
9 番	野沢明夫

説明のために出席した者

広域連合長	加藤久雄
副広域連合長	牛越 徹
副広域連合長	羽田健一郎
副広域連合長	平林明人
事務局長	吉岡広幸
会計管理者	宮崎忠久
業務課長	金田光弘
総務係長	銭坂丈夫
担当係長（システム）	小泉 誠
財務係長	増田和久
資格保険料係長	丸山勝弘
担当係長（保険料）	飯森拓也

給付係長 高木修司
担当係長（保健事業） 吉川佳代子

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 清水広一
議会事務局書記 唐澤卓也
議会事務局書記 野崎 雄

議事日程

- 会期の決定
- 会議録署名議員の指名
- 諸般の報告
- 一般質問
- 議案第8号 長野県後期高齢者医療広域連合一般職の任期付職員に関する条例
- 議案第9号 長野県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
- 議案第10号 長野県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の勤務時間及び休暇等に関する条例
- 議案第11号 長野県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例
- 議案第12号 長野県後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する条例
- 議案第13号 長野県後期高齢者医療広域連合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例
以上6件一括上程 理事者説明
質疑、討論、採決
- 議案第14号 令和元年度長野県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算
- 議案第15号 令和元年度長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算
以上2件一括上程 理事者説明
質疑、討論、採決
- 認定第1号 平成30年度長野県後期高齢者医療広域連合一般会計決算の認定について
- 認定第2号 平成30年度長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計決算の認定について
以上2件一括上程 理事者説明
質疑、討論、採決

会議に付した事件

議事日程記載事件のとおり

午後 2時00分 開会

議長（下平豊久君） 定刻となりましたので、会議を開きます。

ただいまのところ、出席議員は13名でございます。

会議の定足数に達しておりますので、これより令和元年11月長野県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

日程に先立ちまして、この度の令和元年台風第19号の豪雨により、お亡くなりになりました方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

ここで、この災害の犠牲となられた方々の御冥福をお祈りし、黙禱をささげたいと思います。皆様、御起立をお願いいたします。

黙禱。

黙禱を終わります。御着席をお願いします。

◎ 会期の決定

議長（下平豊久君） それでは、これより本日の会議を開きます。

初めに、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、本日1日といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下平豊久君） 異議なしと認め、よって会期は本日1日と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の議事日程のとおりでございますので、よろしくお願いをいたします。

◎ 会議録署名議員の指名

議長（下平豊久君） 次に、会議録署名議員の指名を申し上げます。

2番柳田清二議員、15番渡辺正男議員の2名を指名いたします。

◎ 諸般の報告

○ 現金出納検査結果

議長（下平豊久君） この際、諸般の報告をいたします。

本日、議場配付いたしましたとおり、監査委員において、令和元年6月から9月までの各月の現金出納検査が実施され、その結果について議長宛に報告がありましたので、写しを配付しております。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎ 広域連合長あいさつ

議長（下平豊久君） ここで定例会招集に当たり、加藤広域連合長から挨拶があります。

加藤広域連合長。

広域連合長（加藤久雄君） 皆さん、こんにちは。本日、11月定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆さんにはそれぞれお忙しい中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。開会に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げたいと思います。

まず初めに、10月12日、日本に上陸いたしまして記録的な豪雨災害を起こした台風19号でございますけれども、本県においても千曲川流域を中心といたしまして、河川の氾濫や土砂災害等によりまして、死者、負傷者の人的被害に加え、広範囲にわたりまして住宅・

事業所、土木施設、医療、福祉、学校等の公共施設や農作物・農業施設など、甚大な被害をもたらしておるところでございます。

また、道路、鉄道等、交通ネットワークの寸断、電気・ガス・水道などライフラインの停止など、住民生活や経済活動にも深刻な打撃を与えました。そして今なお不自由な生活を余儀なくされている方が多くおられるわけであります。

この度の災害によりまして犠牲となられました方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災された多くの皆様に心からお見舞いを申し上げます。

当広域連合につきましては、被災されました皆様が不自由なく医療機関等を受診できるよう、窓口でその旨をお伝えいただくことで、一部負担金の支払いを免除する取扱いといたしました。また被保険者証を紛失した場合におきましても、氏名、生年月日、住所等を御提示いただくことで、通常と同様に医療機関で受診することができるように取り扱っています。また、保険料の減免の御相談にも応じているところでございます。引き続き、こうした制度の広報・周知に市町村と連携して一層努めてまいりたいと思います。

次に、今年5月に公布されました健康保険法一部改正法により、来年度から本格実施となります、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施につきまして申し上げます。

この取組は、75歳以上の高齢者の保健事業について、市町村が介護保険の地域支援事業等と一体的に実施することで、高齢者が抱えるフレイルなどの課題に対応し、きめ細やかな支援を行うことができるよう、国、広域連合、市町村の役割等を明確にするとともに、市町村において医療・健診・介護の情報等を一括して把握できるようにすることで、地域の健康課題を把握し、高齢者の特性を踏まえた健康支援・相談を行い、健康寿命の更なる延伸に寄与するように取り組むものでございます。

当広域連合といたしましても、これまで二次医療圏単位で市町村の保健師等、医療専門職を対象に意見交換会を開催するなど一体的実施に向け、現状に対する情報共有や課題整理に努めてまいりました。今後とも市町村をはじめ、県や国民健康保険団体連合会とも十分連携を図りながら、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、令和2年度・3年度の次期財政運営の根幹を成す保険料率の改定作業について申し上げます。

保険料の試算に当たりましては、被保険者数や1人当たりの医療費等の動向、後期高齢者負担率の取扱いのほか、保健事業と介護予防の一体的実施に係る経費や平成30年度の税制改正における個人課税の見直しの動向等、そして被保険者の生活実態を十分見極めた上で、その取扱いを決定してまいりたいと思います。

今後、国より算定に用いる確定数値の提示や、令和2年度診療報酬改定率の決定を受けて新たな保険料率案を決定いたしまして、来年1月に最後の試算結果を国へ報告するとともに、来たる2月定例会において関係する予算案、条例案について御審議をいただくこととなります。

本日提出いたします議案は、「一般職の任期付職員に関する条例」のほか9件であります。詳細につきましては、別途、御説明申し上げますので、なにとぞ慎重に御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

以上、開会の御挨拶といたします。

◎ 一般質問

議長（下平豊久君） 日程に従い、一般質問に入ります。

通告がありますので、順次質問を許します。

最初に、15番渡辺正男議員。

15番（渡辺正男君） 15番渡辺正男でございます。通告に従って質問をしたいと思いますが、私、初めてでございますので、なかなかうまくできないかもしれませんが、精いっぱいやらせていただきたいと思います。

先ほど連合長からありましたとおり、台風19号の未曾有の災害がありました。当町は幸い人的被害がございましたが、長野県を初め全国各地で大変な被害がありました。亡くなられた方々に対しまして、本当に心から哀悼の意を表したいと思ひますし、被災された皆さんには心からお見舞いを申し上げたいと思ひます。

それでは、通告に従って最初の質問を行います。誰もが生涯安心して医療を受けられる制度の確立を目指してというのが主題になりますが、1番の医療費の窓口負担2割への動きをどう考えるか。

いろんな団体から高齢者の負担について見直せというようなことが、だいぶ出てきておりまして、この動きに対して当広域連合の議会に意見書を上げたいきさつもある、というふうにお聞きしております。この見直し案をどうお考えになるか、その辺の見解をお聞かせいただきたいと思います。

議長（下平豊久君） 加藤連合長。

広域連合長（加藤久雄君） 渡辺議員御質問の医療費の窓口負担の見直しに関しまして、私からお答えをしたいと思います。

後期高齢者の窓口負担の在り方につきましては、国においては従前、平成30年度までに検討し結論を出すとしていたものを、一度仕切り直しを行いまして、直近の平成30年12月、国の経済財政諮問会議において決定された「新経済・財政再生計画改革工程表2018」の中では、「世代間の公平や制度の持続性確保の観点から、後期高齢者の窓口負担の在り方につきましては、団塊の世代が後期高齢者入りするまでに、早期の改革が具体化されるよう、関係審議会等において検討」するとしております。

当広域連合におきましては、これまでも議会で答弁してまいりましたように、「制度の根幹である高齢者が必要な医療を受ける機会の確保」を図るという観点から、現状維持に努めるよう要望してきたところであります。本年6月及び11月にも全国協議会を通じまして、国に対し現状維持の要望を行ってまいりました。

また、広域連合議会におきましても、本年2月定例会におきまして、現状を基本に検討することを要望する、「後期高齢者の医療費窓口負担に関する意見書」を採択いたしまして、関係大臣宛に提出しておりますので、今後とも足並みを揃える中で、強く要望してまいりたいと存じます。以上でございます。

議長（下平豊久君） 渡辺議員。

15番（渡辺正男君） 10月24日の日経なんですけど、ここで健康保険組合連合会が10月24日に後期高齢者医療制度を見直した場合の試算というのを自民党に示したという記事であります。窓口負担を1割から2割に引上げて、5年後に現役世代が負担する拠出金は2,600億円減少する効果があるというようなことで、この見直しをする条件というのは、前提は段

階的に上がっていったって何年か後というような形の試算になりますけれども、次の二つ目の質問になりますけれども、全体的にこの２割の負担という形になった場合に、保険料の方にも影響が出てくるというふうに思いますが、これ３番の方にも影響しますが、まず（２）の被保険者の負担は、もしこれが見直しをされた場合にはどうなるのかについてお聞かせいただきたいと思います。

議長（下平豊久君） 金田業務課長。

業務課長（金田光弘君） 業務課長の金田でございます。ただいまの被保険者の窓口負担額への影響について、私からお答えいたします。

財務省所管の財政制度等審議会では、財政面から提言を行っておりますが、ただいま連合長がお答えしたとおり、本来の関係審議会であるところの社会保障審議会においては、検討の緒に就いたところでございまして、まだ方向性等は示されておられませんので、窓口負担の在り方については現在不明でございまして、負担額を確認する段階には至っておりません。以上でございます。

議長（下平豊久君） 渡辺議員。

15番（渡辺正男君） この同じ記事なんですが、現役世代の負担が減るという、また保険料の方にも影響が出て、若干保険料負担は安くなるというようなことであります。（３）番の質問についてもお答えいただいたという解釈をします。「保険料に与える影響額は」という、（３）の保険料に与える影響をお願いします。

議長（下平豊久君） 金田業務課長。

業務課長（金田光弘君） 保険料に与える影響についてお答えいたします。後期高齢者の医療給付を行う財源といたしましては、保険料のほか公費負担、現役世代からの支援金がございますけれども、先ほどお答えしましたように、関係審議会等においてはまだ全体的な制度設計等を示す段階には至っておりませんので、現段階では不明ということしか申し上げようがございません。以上でございます。

議長（下平豊久君） 渡辺議員。

15番（渡辺正男君） 正式にはそういうことだというふうに思います。ただ、健保連の試算で言いますと、窓口負担は２兆2,900億円で、3,400億円増えると。医療費の総額が24兆3,400億円で、3,700億円減る。患者負担を上げると医療費が減少する効果があると語られているわけでありまして。

そこで、４番目の受診抑制の影響をどう想定するかなんですが、あからさまに健保連の方では、本人負担を上げると医療費が減少する効果があるというふうに言っているわけなんですが、効果という言い方という、健康でいなければいけない部分の受診しなければいけないものまで受診抑制が図られるということ、暗に効果と言っているわけです。このことについてどう思いますか。

議長（下平豊久君） 金田業務課長。

業務課長（金田光弘君） この医療費の窓口負担への影響、受診抑制の影響をどう想定するかについてお答えいたします。

当広域連合の被保険者の約95％が１割負担という現状ですので、その影響は極めて大きいものと考えております。受診抑制は、私どもといたしまして最も危惧するところございまして、制度の根幹にも関わることを考えておりますので、関係審議会等で十分に審議

を尽くしていただきまして、現状維持をするよう、引き続き強く要望してまいる所存でございます。以上です。

議長（下平豊久君） 渡辺議員。

15番（渡辺正男君） 全体の1番の中ですね、厚生労働省が9月26日、公立・公的病院等の名称を示して病床削減、それから統合を公表したわけです。長野県は15の病院が名前を公表されて、統合の対象ととられかねないようなものだったんですが、受診抑制という部分でいえば、ベッド数を減らすということが、これが直接もう医療費を削減するための病床を減らす、そういうことだというふうに思います。

本来であれば豪雪の地域でありますとか、都会でありますとか、一律の条件で、距離だとかそういうことで、統合対象は割と乱暴な形で報道がされたというふうに思いますが、この病院数を減らして、ベッド数を減らして医療費の削減を狙うという、こういう動きに対してどう考えるでしょうか。

議長（下平豊久君） 金田業務課長。

業務課長（金田光弘君） ただいまの渡辺議員の御質問に対してお答えいたします。ベッド数を減らして医療費の抑制を図るというような動きがあるのではないかという話なんですけれども、私どもとしましては、高齢者の適切な医療の確保ということが、この後期高齢者医療制度の一番の目的といたしますか、根幹にかかわる問題でございますので、非常にそういった動きがもしも具体化されれば、本当に大変危惧するところでございまして、引き続き私どもとしてできることといたしましては、全国協議会を通じてですね、現状の負担割合を維持するように強く求めていくということを継続してやっていきたいと考えております。以上でございます。

議長（下平豊久君） 渡辺議員。

15番（渡辺正男君） この公表された病院名の中に私の地元の飯山日赤も入っていたり、大変私たちも驚いたというか、ちょっと動揺して、そんな印象を受けました。ぜひともこうした動きには、高齢者の医療を守る、誰もが安心して医療を受けられる体制をつくるという面で、ぜひとも注視していただいて対応をお願いしたいというふうに思います。

それでは、大きな2番の方に進みたいと思います。台風19号災害被災者の保険料の減免及び窓口負担免除にどう取り組んでいるか。先ほど全協の方でも説明がありましたが、またちょっと説明していただければと思います。（1）番の災害救助法に基づく制度の内容についてお願いいたします。

議長（下平豊久君） 金田業務課長。

業務課長（金田光弘君） 渡辺議員の災害救助法に基づく制度の内容についてお答えいたします。お話がございましたとおり、先ほどの全員協議会で私が説明した内容と一部重複する部分がございますが、御了承いただきたいと思います。

この度の令和元年台風19号に伴う災害に係る一部負担金及び保険料の取扱いにつきましては、冒頭の広域連合長の挨拶でも触れましたように、市町村と連携を図りながら迅速な対応に努めているところでございます。

まず、一部負担金の免除等につきましては、全国知事会等からの緊急要望を踏まえた国の方針に基づきまして、当広域連合においては独自に取扱要綱を制定し、災害救助法適用市町村で被災された被保険者が医療機関等で受診された場合には、一部負担金を免除する

取扱いを行っております。

被保険者証を紛失した場合でも、氏名、生年月日、住所等を御提示いただくことで、通常と同様に医療機関で受診できるように取り扱っています。

また、保険料の減免等につきましては、法の委任を受けた条例・規則上の措置ということになりますので、当広域連合において特別減免規則を制定いたしまして、災害救助法の適用日である10月12日に遡って適用できるようにいたしました。

また、減免対象期間中に既に徴収した保険料がある場合には、減免の意思を確認の上、還付の手続を行うこととしております。以上でございます。

議長（下平豊久君） 渡辺議員。

15番（渡辺正男君） ただいま2の（1）番の制度の内容について御説明いただきましたが、先ほどの説明の中でですね、被災された方の全半壊という部分の説明がありましたけれども、市町村によって全半壊という基準というか、若干緩和した自治体もあるんじゃないかというふうに思うんですが、この減免とか免除に影響というのはありますか。先ほどの独自の規定を設けるというような、そういった部分は含まれているんでしょうか。

議長（下平豊久君） 金田業務課長。

業務課長（金田光弘君） ただいまの渡辺議員の質問に対してお答えいたします。市町村によって基準が違つかということに関しましては、県内に関しましては市町村によって基準が異なるというようなことはございません。

ただですね、独自の要綱を制定するという中で、もう少し補足して説明をいたしますと、保険料の減免についてなんですけれども、国が示している基準につきましては、主たる生計維持者の居住する家屋が損害を受けた場合につきまして、国はですね、大規模半壊の場合は減免割合を5割として、その分の減免した金額を特別調整交付金の形で広域連合に対して補填するということを言っておるわけですが、私ども広域連合、長野県の後期高齢者医療広域連合としましては、現行の保険料の減免規則、一般の減免規則が半壊、大規模半壊の場合には8割としておりますので、国の補填がない部分を超えてですね、8割を減免とする。つまり3割部分に関しましては、国からの補填がないけれども、私ども独自の財源でカバーしてやっていくという形をとっているわけでございます。以上です。

議長（下平豊久君） 渡辺議員。

15番（渡辺正男君） 先ほどの独自の規則という部分の説明、よくわかりました。それで（2）番の、せっかく県として独自のそういった3割部分を上乘せしてということなんですけれども、これを住民の皆さん、被保険者の皆さんにどう周知を図るかということで、（2）番のどんな周知方法をとるかということでお願いしたいと思います。

議長（下平豊久君） 金田業務課長。

業務課長（金田光弘君） では、私から周知方法についてお答えいたします。まず被保険者の方向けにはですね、国において作成したリーフレットを活用しまして、市町村と連携しながら制度の周知を図っているところでございます。また、当広域連合のホームページにも制度に関する記事を掲載いたしまして広報に努めています。

また、被保険者の方が受診される医療機関や薬局向けには、県から医療機関・薬局向けのリーフレットが配布されておりまして、院内での掲示や窓口での配布により、別途周知が図られているところでございます。

また、私どもから市町村に対しましては、減免基準や申請手続等の取扱い上の要点をまとめた事務連絡を発出しておりまして、被災者からの問合せに迅速に対応できるように準備しているところでございます。以上です。

議長（下平豊久君） 渡辺議員。

15番（渡辺正男君） この一般質問に当たりまして、当広域連合のホームページから私も県のリーフレットを見ようと思ったときに、リンクが無効になって見られなかったというのがあったんですが、この辺は県のURLの変更とかそういうのがあって、リンクがそのままいなくて、ノット・ファウンドと出ていたんですが、その辺は改善されているでしょうか。

議長（下平豊久君） 金田業務課長。

業務課長（金田光弘君） 先ほどのURLの件ですけれども、今既に正しいものに直してありますので、よろしくお願いいたします。失礼いたしました。

議長（下平豊久君） 渡辺議員。

15番（渡辺正男君） それでは、（3）の「現在の対象者数と影響額は」についてお尋ねしたいと思います。

議長（下平豊久君） 金田業務課長。

業務課長（金田光弘君） それでは、対象者数と影響額についてお答えいたします。被災者の皆様や市町村の担当からの問合せや各種申請には順次応じておりまして、毎日かなりの数の手続等を行っておりますけれども、まだ集計の段階には至っていないというところが現状でございます。したがって、対象者数等につきましては、現時点では把握ができておりませんので、御理解いただきますようお願いいたします。以上でございます。

議長（下平豊久君） 渡辺議員。

15番（渡辺正男君） 私どもも定例議会があります2月までお聞きする場面がないので、この影響額と対象者数については、また報告いただければありがたいというふうに思います。現時点の被害総額も刻々とまた変わっているような状況なので、無理かなとは思いますが、早目にそういった数字も把握ができましたら、議員の方にも知らせていただければというふうに思います。

それで、この減免と免除なんですけど、これ岩手県の記事ですけれども、新聞に載りました。10月9日ですけれども、岩手県の達増知事は、県議会で行った所信表明演説で東日本大震災の被災者の医療費等の免除措置、10月末までを2020年2月末まで継続するというふうに、これで免除は10年連続の実施になるということが記事になっております。

当広域連合の、先ほど御説明いただきました制度に基づく減免それから免除ですが、これは1年ごとに更新ということなんですか。どうなるんでしょうか。

議長（下平豊久君） 金田業務課長。

業務課長（金田光弘君） いつまでかというところについて御説明いたします。まず一部負担金の免除につきましては、令和2年1月31日までの取扱いを広域連合独自の要綱で制定しているところでございます。これは国から示された方針に基づいてのところでございますが、もしも今後また国から、例えばですけれども、取扱期間の延長についての事務連絡が出されるとか、そういった動きがもしもございましたら、引き続きまた延長等の可能性もあるかと思えます。国から示される方針、あるいは動向を注視してまいりたいと

思っております。

また、保険料につきましては、現在の制定しました特別減免に関する規則におきましては、災害救助法が適用された日、つまり10月12日から令和2年3月31日までの間に普通徴収の納期限、特別徴収の場合におきましては特別徴収対象年金給付の支払日が設定されているものという形になっております。ただ、これに関しまして、もしも今後、国からの連絡、方針が示される等のことがございましたら、順次見直すことになろうかとは思いますが、以上でございます。

議長（下平豊久君） 渡辺議員。

15番（渡辺正男君） 先ほど紹介しました岩手県のケースはですね、知事が表明を行っているという、連合長じゃなくて。知事が表明を行っているということなので、国の方の先ほど例えば何月までとか何年までとか、1年延長してやるという通達が来ることを想定で延長があり得るということだと思いますけれども、岩手県はきっと国の方のそれじゃなくて県の方で独自に延長を毎年かけているのかなと読み取れるんですが、その辺についてですね、県知事に聞けないうわからないかもしれないですけども、やはり国の方のそういった通達等を待つしかないですか。それとも独自にそういった延長というのはできるんでしょうか。その辺お願いしたいと思います。

議長（下平豊久君） 金田業務課長。

業務課長（金田光弘君） 今の御質問にお答えいたします。私どもとして独自に延長するかどうかに関しまして、今現在そういった方針が明確に定まっているわけではございませんので、今の時点でいつまで延長するとかしないとかということは、ちょっと申し上げられないところなんです。一つ保険料について申し上げますと、先ほど私、来年の3月31日までに普通徴収の納期限が設定されているものについて減免を行うということを申し上げたんですけども、1点補足させていただきますと、国が示しているのはそこまでなんですけれども、保険料の場合ですね、例えば令和2年の3月に75歳に到達された方は、翌月、令和2年4月末が3月分の保険料の納期限になるんですけども、国の規定でいきますと、令和2年4月分の保険料については減免対象にならないというところなんですけれども、ちょっと延長ということと若干ずれるかもしれませんが、私どもとしましては、令和2年3月に75歳に到達された方の4月分の納期の保険料につきましても減免対象とすると。その独自の定めを設けまして対応しているところでございまして、延長に関しましてちょっと今結論的なことは申し上げられないんですけども、諸般の動向を見ながら決めていければと思っております。以上でございます。

議長（下平豊久君） 渡辺議員。

15番（渡辺正男君） 時間ももうなくなりましたので、簡潔に。やはり東日本大震災の、そこからの立ち直りですね、10年かかってまだ減免、そういった制度が必要だということでもありますので、今回の未曾有の大災害に対しまして完全復興ができるまで、こういった延長はぜひともやっていただきたいなと思います。

そのことを申し上げまして、一般質問を終わりたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（下平豊久君） 以上で渡辺議員の質問を終了いたします。

次に、7番池田国昭議員。

7番（池田国昭君） 7番池田国昭です。それでは、お金の心配なく、そして安心して医療

を受けられて、命を守るためにということで、二つのテーマで3回にわたって質問させていただきます。

第1番目のテーマは、保険料滞納と、その処分の実態についてです。いわゆる滞納対策は幾つかございます。短期保険証、資格証明書の交付、給付一時差止め、給付から滞納保険料をあらかじめ控除、差し引いてしまうという方法や、延滞金の徴収、過料徴収、そして滞納処分、いわゆる差押えがございますが、今回は最後の差押え、滞納処分についてお聞きしたいと思います。

年金が18万未満の場合や、保険料と介護保険料の合計額が年金の2分の1を超える場合は、被保険者が保険者に直接支払う普通徴収ということになります。この負担がいわゆる重くなって滞納になってしまうわけです。この間、国会でも全国的に問題になりました。この後期高齢者医療制度で保険料を滞納した人に対する差押えなどの滞納処分が、2017年度までのこの間の9年間で約8倍に増えています。

長野県の場合をちょっと調べてみました。長野県は、まず人口で、被保険者でこの9年間、初年度は長野県はゼロでしたが、それ以降、5.3倍にまず被保険者が増え、処分金額が150万円から587万円と3.8倍に増えました。

中でも御紹介をしたいのは、全国的にいうと宮崎県です。宮崎県はこの間、人口比で滞納した方の比率は長野県も宮崎県も変わらないんですが、宮崎県1,582名の方が滞納したうち454人の方をこの2017年には滞納処分をしております。大きな全国的な問題になりました。制度実施10年を超えるこの後期高齢者医療制度の中で、5回の2年ごと、ほぼ必ず保険料の実質的な中身も含めて値上げがされてきた結果です。

そこでお聞きしたいと思います。長野県の滞納者の被保険者数に占める割合についての、この間の推移について、同じく滞納処分、差押えの現状について、77市町村ごとの結果についてお聞きしたいと思います。

次に、大きく二つ目のテーマ、保険料軽減特例の見直し、廃止による負担増と被保険者の生活実態について、保険料が実質値上げされたことによる県民の皆さんの状況についてお聞きしたいと思います。

平成30・31年度、令和元年ですが、当広域連合では保険料そのものは据え置かれたものの、特例減免が縮小及び廃止され、これによって負担が本当に増えております。県民の皆さんの負担の状況、被保険者の中で最大どのくらいの負担増が生まれる結果となっているのか、このことについてお伺いし、1回目の質問といたします。

議長（下平豊久君） 金田業務課長。

業務課長（金田光弘君） まず初めにですね、最初の質問、滞納者の被保険者数に占める割合及び滞納処分、差押えの実態について私からお答えします。

滞納状況調査によりますと、当該年度の出納閉鎖時に一部でも滞納がある被保険者は、平成28年度は2,899人、被保険者に対する割合は0.85%、平成29年度は2,682人、0.78%、平成30年度は2,684人で、0.76%でありました。

平成28年度からのこの3年間は、ちょうど保険料軽減特例の見直しの時期とも重なりますが、その推移を見ますと減少傾向にあると言えます。全国集計のある平成29年度は、全国平均が1.29%であり、本県は全国的に見ましても下位に位置しているところでございます。

続きまして、市町村による差押えの状況ですが、平成28年度は県下77市町村のうち9市町村で実施され、159件、519万3,000円、平成29年度は10市町村で171件、586万6,000円、平成30年度は14市町村で189件、815万円となっております。

なお、滞納者に対する資格証明書の発行は一切行っていませんし、短期被保険者証は納付相談等の接触の機会としての活用はありますが、単身者が入院したため納付相談に出向くことが難しいなど個別の事情もございますので、安易に留め置くことのないように、また一般の被保険者証を交付するといった柔軟な対応を行うように、市町村に対して指導しているところでございます。

続きまして、二つ目の質問なんですけれども、保険料軽減特例の廃止によって最大どのくらいの負担が生じているかについてお答えいたします。

今年度の均等割軽減特例の見直しにおきまして、まず低所得者の均等割軽減の方の場合、従前の9割軽減で4,090円であったところを、見直し後には8割軽減で8,181円になりますので、年額で4,091円、月額に直しまして341円の増となります。

また、被用者保険の元被扶養者であった方の場合、従前の5割軽減で2万453円が本則に戻りましたことにより、4万907円になりますので、年額で2万454円、月額にして1,705円増加という形になります。

今回の均等割軽減特例の見直しに当たりまして、市町村と協力いたしまして、今年2月以降、周知のためのチラシや窓口用また被保険者宛のリーフレットを送付するなど、広報に努めてまいりました。市町村に問い合わせをいたしましても、今のところ混乱もなく、また受診に支障があるといった状況もお聞きしていないところですので、引き続き被保険者の皆様への丁寧な説明、そして対応に努めてまいる所存でございます。私からは以上です。

議長（下平豊久君） 池田議員。

7番（池田国昭君） ただいま、この間3年間の、第1テーマについては3年間の滞納処分状況についての報告がございました。おっしゃるとおり、この3年間の数値は減少傾向というよりか、もう高くてとまっているということの方が私は正しいかなと。なぜそういうことを申し上げるかと言いますと、実は長野県の県下の滞納処分をしている市町村の数、始まった平成21年度はゼロだったんです。それから、4、4、8、7、8とあって、27年度に11、以下9、10、そして30年度は14市町村が差押えを行っております。

先ほどお話があったとおり、ちょうどこの3年間は特例減免の廃止と重なっていると。まさにそういう状況なんですけれども、滞納者の方の数もやはり平成25年あたりから、最初はですね、32人ぐらいだったんです、全県で。でも、今や、さっきお話があったように189人と。先ほど長野県は全国的に見ればというお話でしたけれども、長野県下でもこのように滞納処分、差押えが増えてきている。金額は減っているんですけども、差押える人の数が増えてきたりしているんですが、すみません、金額は30年は増えましたね。

私がお聞きしたい2番目は、こういう今の長野県の現状について、各市町村の実態はどう把握されているのか。滞納処分に対してどのような指導や、関係職員の研修の中身はどのように行われているのでしょうか。

実は、先ほど紹介した市町村数が増えていますが、その中でとりわけ一つの市がこの滞納処分をしている人数が、いわば飛び抜けて多くなっております。市町村名を明ら

かにしてもいいかとは思いますが、それは飯田市です。一方ですね、今日は新広域連合長、長野市ですが、長野市は広域連合長御存じかと思いますが、この滞納処分をしている人はゼロなんです。1人もいない。そして、先ほども紹介したように、処分をしている市町村の数が増えていると。この事態に対して広域連合としてはどのように捉え、どのような指導、研修をしてきているかお聞きしたいと思います。

大きな二つ目の2番目は、今、保険料の負担の大きさについて説明がございました。2倍を超えている人もいれば、私の試算では、中には別の保険を受けていて、75歳になったときの被扶養者の場合には、最大で約10倍、保険料の負担が増える方も生まれてきております。

この実態の中で、私がお聞きしたいのは、いよいよこの後期高齢者医療制度というものが、元々負担が重くなってしまう、そして高齢者だけ囲い込んで、いわばほかの人と違った差別医療を行って、お金がない人、ないしはお金が全体で足りなければ医療を狭める、受診抑制ということにもつながりかねないような制度であるということの実態が本当に明らかになってまいりました。

二つほど御紹介をしたいと思います。長野県内です。1人の方は90歳の女性の方です。月々5万円から10万円の生活費、年金等しかなくて、結局受診は中断し、重篤化して、わずかの期間でお亡くなりになられたそうです。この方は後期高齢者の保険料のみならず、家賃だとか水道料だとか電気代だとか、そこまで滞納に至ってしまったと。もう自宅には督促状が山のように寄せられていたという、これは90歳の女性の方です。

もうお一方。78歳の男性のことです。この方は本当にお金心配だと、重篤になって受診をし、入院前は1日1食のみの生活で寝ていることが多くて、10キロも痩せてしまったと。灯油もお金がないので買えないなど、本当に町会費の負担すらもできないような状況の中で、要は仮に保険料は納めても実際に医療費の負担ができずに病院に行けない。まさに治療の中断により命を失う、そういう結果になりました。

今、言われているとおりの答弁があったとおりの事態ですが、これからさらにまた国はこの特例減免をさらに全面的に撤回していくということになるわけですが、質問は、当初から懸念されていたような、このいわば差別、囲い込み医療制度、そして高齢者の健康が害される、こういう実態についてどのようにお考えになるか2回目に質問し、2回目を終わりたいと思います。

議長（下平豊久君） 金田業務課長。

業務課長（金田光弘君） では、私から二つの質問にお答えしたいと思います。まず初めに、保険料の滞納処分についての各市町村における実態は、指導、研修の中身はどうなっているのかについて、私からお答えします。

市町村に対しましては、当広域連合において平成21年度から毎年度、「保険料収納対策実施計画」を策定いたしまして、市町村担当者の指針として実行していただいているところでございます。また、平成27年度からは「保険料徴収事務研修会」を開催いたしまして、市町村の徴収事務担当職員の知識習得と適正かつ効率的な徴収事務執行能力の養成を図っているところでございます。

内容といたしましては、徴収事務のほか、債権管理、納付義務者との折衝の進め方などについても研修内容に含めており、保険料収納率の向上に大いに役立っており、アンケー

ト結果を見ますと、市町村担当者からはこの研修の継続を強く希望されているといったことがうかがえるものでございます。

それから、二つ目の御質問の保険料の軽減特例廃止、見直しによって実質的に高齢者の方への負担が大きくなるのではという問題についてお答えいたします。

低所得者の方に係る均等割の軽減特例措置につきましては、当広域連合といたしましても全国協議会を通じまして、これまでも強く継続を要望してきたところでございます。しかしながら、制度の持続性や世代間、被保険者間の負担の公平性の確保の観点から、国によりなされた判断でございまして、今回の見直しに当たって、これまで国にきめ細かな対応を求めてきた経緯から、介護保険料の軽減拡充や年金生活支援給付金の支給と併せて見直しが行われるなど、一定の配慮がなされているものと思われまます。

当広域連合といたしましては、実施が決定したからには被保険者や市町村において事務が円滑に執行できるように引き続き十分に説明を尽くしていくとともに、丁寧に対応してまいる所存でございます。以上でございます。

議長（下平豊久君） 池田議員。

7番（池田国昭君） 滞納処分については、市町村からも歓迎された内容として、研修とかが行われているというお話でしたが、ぜひですね、先ほども御紹介をしました長野市はこの間、1人もおりません。では、私の松本市はどうかと。残念ながらちょっと数字を申し上げますと、松本市は実はゼロではないんです。21年度、22年度はゼロでしたが、23年度以下を申し上げますと、14人、2人、6人、26年度はゼロですが、それ以降は少なくなって、27年度が2人、28年度は1人、29年度は4人ということで、これは私たち自治体の、松本市の問題でもあるわけですけども。

私が申し上げたいのは、同じような指導をして、しかも担当者から歓迎されて、とりわけ滞納処分についてはどういう指導をしているのかということについては答弁がなかったんですけども、「慎重に行うべきだ」という指導をいただいていますということ私は松本市から聞いています。

ならば、これは連合長の質問にもかかわるかと思うんですが、例えば長野市のような、これ3回御紹介しましたが、全くいない自治体もあれば、当広域連合は逆にそういう処分をしている自治体の方が増えているんです。それで、特に飛び抜けている自治体は先ほど紹介をしたとおりです。なぜこうなるのか。私は、それは各自治体にお任せというのではなくて、ちゃんと実態に基づいて、こういう滞納処分が安易にやられないように、そういう意味でも、この広域連合の役割は大きいのではないかというふうに思います。

第1テーマにかかわっての3番目の質問は、今後どのように滞納処分に関しては、77市町村、ゼロのところはほとんどがゼロなんですけれども、今申し上げたようなところにはどういう方針をもって臨むのか。市町村任せではなくて、どうするのかということをお聞きしたいと思います。

二つ目のテーマの3番目は、一つ目のテーマとも大いに関わりますけれども、全体としてですね、保険料が高くて、ましてや先ほどのお話のとおり、これで負担が2割になれば受診抑制にどうしてもつながります。こういう事態を招かないためにも、まず高齢者の方がお金を心配せず安心して医療を受けられる、高くなった保険料の軽減を図るべきではないかと。

連合長としては、このことについてどのようにお考えになるかということ、1番目のテーマと2番目のテーマが重なってしまうので、3番目は滞納処分のこととも関連して、ぜひ長野市の市長でもある新連合長さんには、ほかの市町村に対してどうするかということも含めて、保険料の軽減を図るべきと考えますが、どのようにお考えになるかということをお聞きして私の質問を終わりたいと思います。

議長（下平豊久君） 金田業務課長。

業務課長（金田光弘君） まずですね、池田議員御質問の広域連合としてこのような滞納処分の事態をどう認識していて、今後、方針をどう考えるのかについてお答えいたします。

近年、保険料収納率が向上し、また滞納者の割合も減少傾向にあることから、引き続き保険料収納対策実施計画の策定、保険料徴収事務研修会の開催に取り組み、市町村と引き続き連携を図りつつ、滞納者の実態を十分に考慮に入れた上ですね、適正かつ効率的な徴収事務の執行に努めてまいり所存でございます。

滞納処分につきましては、納付されない方にはそれぞれ事情があるかと思いますが、まずですね、滞納している方に関しまして納付の催告をして、滞納者と折衝する機会が当然ある中で、滞納者の方々の生活実態を十分に折衝の中で聞き取る中で、実態を把握した上で必要に応じて財産調査をして、必要に応じて滞納処分をしていくというように、滞納者の皆さんの状況を十分に判断した上で、公平かつ公正な滞納整理が行われるように、私どもといたしましても市町村事務担当者説明会ですとか、市町村の徴収事務研修会を通じまして、適切に対応するように指導してまいり所存でございます。以上です。

議長（下平豊久君） 加藤連合長。

広域連合長（加藤久雄君） 池田議員の高齢者がお金を心配せずに安心して医療を受けられるよう保険料の軽減を図るべきだとの考えについてお答えをしてみたい。

保険料の軽減についての立場でございますけれども、当広域連合が独自に国にかわる保険料の軽減措置を実施するためには、継続的な相当の財源の確保が必要となるわけであります。

しかしながら、広域連合としての自主財源は今はないわけございまして、また剰余金の活用にも限界があるわけであります。独自の軽減措置を採るということは、現実には極めて困難と考えております。国の予算措置による特例軽減は見直しがありますけれども、7割軽減等の法定の均等割軽減措置は今後も維持されるということでございます。

当広域連合といたしましては、次期保険料率の算定など、私どものできる範囲内で被保険者の生活実態を十分に見極めて対応してまいりたいと思います。先ほどお話がありましたように、保険者の実態を十分把握しながら、公正かつ公平に対応していくつもりでございますので、よろしくお願いします。

議長（下平豊久君） 池田議員。

7番（池田国昭君） ありがとうございます。私が申し上げたいのは、77市町村の中で、なぜこれだけアンバランスが生まれるかということなんです。先ほども御紹介をしましたけれども、本当に多いところはですね、多い市町村は100を超えているんですよ。滞納処分者、少ないところはゼロです。このアンバランスが生まれているから、ぜひ実態を調査し、適切なという、公平なということであれば、その指導をしていただきたい。以上、申し上げて私の質問の全てを終わりたいと思います。

議長（下平豊久君） 金田業務課長。

業務課長（金田光弘君） では、池田議員からの質問にお答えいたします。アンバランスが生まれているということなんですけれども、まず一つに滞納者に対する滞納処分とか滞納整理といったことを考えたときに、画一的な対応になるということは一番ちょっと問題なのかなとは思いますが、滞納者の方々のそれぞれの個々の実態をきちんと把握した上で財産調査を行って、まず納付できる資力があるのかないのか、まずそこら辺のこともしっかりと踏まえた上で、納付するのが難しい方に関しては分割での納付を求めていく、あるいは納付できる資力がありながらも、なお納付する意思がない方に関しましては、法律に基づいて滞納処分を行っていくというように、個々の実情を見極めた上で適切に滞納整理が行われるように、私どもとしても市町村に対して指導してまいりたいと思います。以上でございます。

議長（下平豊久君） 池田議員の質問が終わりました。

以上で一般質問が全て終了いたしました。

**◎ 議案第 8 号から議案第13号 6 件一括上程、提出者説明、
質疑、討論、採決**

議長（下平豊久君） それでは、議事に入ります。議案第 8 号 長野県後期高齢者医療広域連合一般職の任期付職員に関する条例から、議案第13号 長野県後期高齢者医療広域連合職員の懲戒の方法及び効果に関する条例までの 6 件は、関連がありますので、一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

吉岡事務局長。

事務局長（吉岡広幸君） それでは、議案第 8 号から議案第13号までにつきまして、一括して御説明申し上げます。

初めに、議案第 8 号 長野県後期高齢者医療広域連合一般職の任期付職員に関する条例について御説明申し上げます。

これは、令和 2 年 4 月 1 日から地方公務員法等の一部を改正する法律が施行され、特別職の任用の厳格化が図られたことに伴いまして、一般職の職員において専門的な知識、又は優れた識見を有する者の採用が行えるように、任期付職員の採用及び勤務条件に関し必要な事項を定めるため、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律等の規定に基づきまして、新たに一般職の任期付職員に関する条例を制定するほか、関連する条例について所要の改正を行うものでございます。

内容といたしましては、広域連合において専門的な知識又は優れた識見を有する者を任期付職員として一定の期間必要な業務に従事させる場合、広域連合長の承認を得て選考により任期を定めて採用し更新することができることを定めるほか、任期付職員に関する給与、勤務時間、休暇等の勤務条件について定めるものです。

続きまして、議案第 9 号 長野県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について御説明申し上げます。

これは、令和 2 年 4 月 1 日から地方公務員法等の一部を改正する法律が施行され、臨

時・非常勤職員の任用制度の明確化及び処遇の改善を図るため、会計年度任用職員制度が新設されたことに伴いまして、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるため、新たに会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を制定するほか、関連する条例について所要の改正を行うものでございます。

内容といたしましては、改正地方公務員法の第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のうち、フルタイム会計年度任用職員に対しては、給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当及び期末手当を支給すること及び給与の支給等に関しては、一般職の給与表の定めのある長野市職員の例によること及びその支給方法等について定め、パートタイム会計年度任用職員に対しては、報酬、期末手当及び費用弁償を支給すること及びその支給方法等について定めるものです。

続きまして、議案第10号 長野県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の勤務時間及び休暇等に関する条例について、御説明申し上げます。

これは、同じく会計年度任用職員制度が新設されることに伴いまして、会計年度任用職員の勤務時間及び休暇等に関し必要な事項を定めるため、新たに会計年度任用職員の勤務時間及び休暇等に関する条例を制定するほか、関連する条例について所要の改正を行うものでございます。

内容といたしましては、フルタイム会計年度任用職員の勤務時間を1週間当たり38時間45分とし、パートタイム会計年度任用職員の勤務時間を、それ未満の時間で任命権者が定めることとするほか、会計年度任用職員の休憩時間、時間外勤務等については、長野市職員の例によること及び休暇等の勤務条件について定めるものです。

続きまして、議案第11号 長野県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例について、御説明申し上げます。

これは、同じく会計年度任用職員制度が新設されること等に伴いまして、会計年度任用職員等で子を養育する職員の継続的な勤務を促進するため、地方公務員の育児休業等に関する法律の規定に基づき、市町村等からの派遣職員を除く職員について、育児休業等に関し必要な事項を定めるため、新たに職員の育児休業等に関する条例を制定するものでございます。

内容といたしましては、育児休業の承認等に関し、地方公務員の育児休業等に関する法律の規定に基づき、条例で定めることとされる事項について定めるほか、育児休業期間の再度の延長ができる特別の事情、育児休業を取得した職員の期末手当の支給等について定めるものです。

続きまして、議案第12号 長野県後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する条例について御説明申し上げます。

これは、同じく会計年度任用職員制度が新設されること等に伴いまして、会計年度任用職員等の分限処分の公正化を図るため、市町村等からの派遣職員を除く職員について、その意に反する休職等を行う場合の事由及び降任等の手続に関し必要な事項を定めるため、新たに職員の分限に関する条例を制定するものでございます。

続きまして、議案第13号 長野県後期高齢者医療広域連合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例について御説明申し上げます。

これは、同じく会計年度任用職員制度が新設されること等に伴いまして、会計年度任用

職員等の懲戒処分の公正化を図るため、市町村等からの派遣職員を除く職員について、その懲戒の手続及び効果に関し必要な事項を定めるため、新たに職員の懲戒の手続及び効果に関する条例を制定するものでございます。

以上、条例議案6件について一括して御説明申し上げました。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（下平豊久君） 議案6件に対する説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を6件一括で行います。

これより質疑に入ります。質疑はございますか。

池田議員。

7番（池田国昭君） それでは、議案第12号及び13号も関連することになるので、お聞きしたいと思います。先ほどの全員協議会の中で、この12号の文書の中の第3条、人事評価という表記がございましたが、この人事評価制度については、まだ設計はされていないというお話でした。

そこでお伺いをしたいんですが、ただ2月議会には提出するということになれば、もう期間は本当にわずかの期間です。そこでお伺いしたいのは、主に77市町村の中で、どこの自治体のものを参考にするのか。先ほど来、別の議案に関係して長野市という報告がありましたけれども、どこの市町村を参考にして、この人事評価制度の設計をされるのかということをお聞きしたい。

それから二つ目は、この12号の第3条の中の最後のところに、これも先ほど全協でお聞きしたんですけれども、降給、給料を下げるができるという、この部分と、13号の同じく第3条、最後のところに10分の1以下に相当する額を給与から減ずるものとするというふうに書いてありますけれども、この部分、12号と13号、おのこのどういう関連が、この減給、降給、減ずるに関わって、どういう関係があるのか質問したいと思います。

議長（下平豊久君） 吉岡事務局長。

事務局長（吉岡広幸君） それでは、池田議員からの御質問にお答えいたします。

まず1点目のどちらの市町村の条例あるいは評価等を基準にするかというお話でございますけれども、私ども広域連合の場合には、例規等につきましては設立当初から長野市の例によって整備されてまいりました。現行の条例の中でも、例えば議員その他の非常勤職員の公務災害補償等に関する条例ですとか、あるいは規則等でも財務規則等については、それも市町村の関係では長野市の例によるということで整備をしております。

それから2点目としますと、こういった会計年度任用職員の処遇につきましては、長野市において職員組合と十分に協議していただいた中で条件を整えてきたというような経緯もございますものですから、そういう点も重視する中で適正な水準を担保していくという中で、今後とも長野市の規定に準じていきたいというふうに考えております。

それから同じく2点目の、分限と、それから懲戒との関係でございますけれども、御存知のように分限等の場合には、今回の例で申し上げますと、災害等によって生死不明の職員については、分限の中では休職にするとかですね、そういう職員の意に反してという場合に規定が置かれるものでございます。

これに対して、懲戒については職員の責に基づいて一定の処分を行うというものになりますから、その性格は全く異なるものになるというふうに思いますけれども、ただ、この

それぞれの条例につきましては、既に法律制定当初の段階で準則等が定められておりまして、各市町村とも準則に倣って各条例を制定されてきているという経過がございますものですから、恐らく全市町村同様の規定の仕方をしているというふうに判断しております。

今後また各市町村の状況等も踏まえ、長野市の条例等の状況も踏まえる中で、規定についてまた十分精査してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（下平豊久君） 池田議員。

7番（池田国昭君） 2点ですけれども、最初の人事評価制度に関しては長野市を参考にするということなんですけれども、ぜひ参考にする長野市の人事評価制度、具体的には人事評価制度の目的をどう設定し、その目的との関係で、いわゆる処遇反映をどのように位置づけているかということがわかるような資料をぜひ早目に見せていただきたいと。

処遇反映の中に手当への反映等が、長野市がどうなっているかちょっと私、事前に調べていなかったののでいけないんですけれども、例えば手当反映の場合に勤勉手当に反映する場合に、勤勉手当総額不変の原理と言ったらいいかどうか。勤勉手当が人事評価でプラスの評価があった人の場合には増えますが、その増えた分は必ず減らす人の分があるということなんです。総額は変わらないようなやり方でいくということになれば大きな問題かなというふうに思いますので、このことに関しては、やっぱり人事評価制度絡みですので、後ほど意見を述べる場があると思いますけれども、さっき申し上げた目的がどうなっていて、処遇反映はどういう位置づけになっているかということがもしわかったら教えていただきたい。

二つ目。先ほど質問したのは、12号のこの表現の降給という部分と関連するのかなどうか、13号の第3条の給与から減ずると。お聞きしたら、当広域連合には勤勉手当という手当項目そのものがないということになればですね、別の形で手当、給与の中には手当が入ると思うんですけれども、どういう形で、何の手当に反映することを前提として考えているのか教えてください。

議長（下平豊久君） 吉岡事務局長。

事務局長（吉岡広幸君） お答え申し上げます。今回の条例制定に当たりましては、私どもの中でも職員の現行の処遇といいますか、勤務条件について十分精査した上で、それと同等以上の処遇にするという中で、十分内部でも検討してまいりました。併せて長野市の状況等も確認する中で、今回条例については定めております。

これを踏まえた上での、先ほどから申し上げております評価等につきましては、これからの制度設計になりますものですから、引き続き十分検討する中で考えていきたいと思っております。現行ではちょっとまだ具体的なことについてはお答えできかねるということで御承知おきいただきたいと思います。

7番（池田国昭君） 12号と13号の関連はどうなんですか。

議長（下平豊久君） 吉岡事務局長。

事務局長（吉岡広幸君） 直接関連性があるものではないというふうに私は承知しております。

議長（下平豊久君） 渡辺議員。

15番（渡辺正男君） 渡辺です。1点だけお願いしたいと思います。議案第9号の条例、第12条、期末手当なんですけど、12条の2、期末手当基礎額に長野市給与条例第17条第2項に

定める割合を超えない範囲内ということなのですが、私たちの山ノ内町議会でも9月議会にこの会計年度職員については定めました、結果的に国の方は2.6カ月というものを推奨という説明で、隣の中野市さんは2.6カ月を採用しましたが、山ノ内町は1.45と、そっちを採用しました。

長野市の給与条例というに定める割合を超えない範囲というのは、これは一体、何カ月というものを指しているのか。その辺はわかりますか。

議長（下平豊久君） 吉岡事務局長。

事務局長（吉岡広幸君） お答え申し上げます。現段階ではですね、考えておりますのは、現行各市町村でも支払っております6月と12月なのですが、それぞれ1.3月ということで考えております。

議長（下平豊久君） 吉岡事務局長。

事務局長（吉岡広幸君） すみません。補足して申し上げます。会計年度任用職員の任用ですけれども、先ほど言いましたように現在勤務されている嘱託の職員の皆さんの御意見等をお聞きし、また勤務実態等を見る中で、私ども条例上はフルタイムと、それからパートタイムと両方規定上は置いているわけですが、現行では、パートタイム会計年度任用職員ということでの任用を考えております。今後、事務の状況等によりましてはフルタイムということもありますけれども、現行ではそういった中で、先ほどの期末手当の月数というものを考慮しているということで御理解いただきたいと思います。

議長（下平豊久君） 以上で質疑を終結します。

初めに、議案第8号 長野県後期高齢者医療広域連合一般職員の任期付職員に関する条例に対する討論、採決を行います。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下平豊久君） ないようですので、本件を原案のとおり決定することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔多 数 挙 手〕

議長（下平豊久君） 賛成多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号 長野県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に対する討論、採決を行います。

討論はございますか。

池田議員。

7番（池田国昭君） この会計年度任用職員という、この制度の狙いという点からいって、この条例には10号も含めて反対をしたいと思います。

元々、地方自治体の仕事に従事する職員は、原則として任期の定めのない常勤職員を中心とするということを基本とすべきです。今回のこの制度は、そうではなくて、住民の暮らしに密着した仕事を非正規職員に担わせることを正当化する、今まででいえば、正規職員、非正規職員という分類でしたけれども、この非正規職員をいわば合理化する、そういう中身になります。

そういう意味で今回のこの条例9号については反対をしたいと思います。自治体職員の働き方そのものを変えてしまうと同時に、自治体職員の方々の暮らしを含めて待遇を悪くするものにつながっていくという点で反対をしたいと思います。以上です。

議長（下平豊久君） ほかに討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下平豊久君） ないようです。

討論を終結し、議案第9号を原案のとおり決定することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔多 数 挙 手〕

議長（下平豊久君） 賛成多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号 長野県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の勤務時間及び休暇等に関する条例に対する討論、採決を行います。

討論はございますか。

池田議員。

7番（池田国昭君） 先ほども申し上げましたけれども、9号とセットというか、そういう意味でこの10号には反対をしたいと思います。以上です。

議長（下平豊久君） ほかに討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下平豊久君） ないようです。

討論を終結し、議案第10号の採決を行います。本件を原案のとおり決定することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔多 数 挙 手〕

議長（下平豊久君） 賛成多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号 長野県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例に対する討論、採決を行います。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下平豊久君） ないようです。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔全 員 挙 手〕

議長（下平豊久君） 全員賛成と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号 長野県後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する条例に対する討論、採決を行います。

討論はございますか。

池田議員。

7番（池田国昭君） 先ほどの質疑の中で既に態度表明に近い発言もしておりますので、この人事評価制度に絡んで、現行を下らない対応という表現ですが、中身はそうではないなということも、その危険性も含めて、この12号については反対をしたいと思います。

なお、13号も改めて手を挙げて発言はいたしません、先ほどの二つ関連して質疑をした関連もございますけれども、13号も反対をしたいと思います。以上です。

議長（下平豊久君） ほかに討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下平豊久君） ないので、討論を終結し、本件の採決を行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の議員の挙手を求めます。

[多 数 挙 手]

議長（下平豊久君） 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号 長野県後期高齢者医療広域連合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例に対する討論、採決を行います。

討論については、先ほどの池田議員は他の議案との関連で13号にも反対の立場という討論がございました。ほかに討論のある方はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（下平豊久君） ないようですので、討論を終結し、議案第13号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の挙手を求めます。

[多 数 挙 手]

議長（下平豊久君） 賛成多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第15号及び議案第15号 2件一括上程、理事者説明、
質疑、討論、採決

議長（下平豊久君） 次に、議案第14号 令和元年度長野県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算及び議案第15号 令和元年度長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算、以上2件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

吉岡事務局長。

事務局長（吉岡広幸君） それでは、議案第14号及び議案第15号につきまして、一括して御説明申し上げます。なお、この度の補正予算において、今年度予算全体における元号の表示については令和に統一するものとしております。

初めに、議案第14号 令和元年度長野県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算につきまして御説明申し上げます。

令和元年度一般会計補正予算の1ページをお開きください。第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

2ページの第1表、歳入歳出予算補正をお開きください。今回提出の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に変更はございません。歳入において、1款1項市町村負担金を1億2,043万6,000円減額し、及び3款1項繰越金を1億2,043万6,000円増額するもので、平成30年度一般会計決算額の確定に伴い剰余金に係る繰越金を増額し、同額を分担金及び負担金の市町村事務費負担金の減額に充てるものでございます。

10ページから13ページをお開きください。市町村事務費負担金の減額補正に係る一覧表でございます。

続きまして、議案第15号 令和元年度長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算につきまして御説明申し上げます。

令和元年度特別会計補正予算の1ページをお開きください。第1条第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ92億4,498万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,872億7,901万2,000円とするものでございます。

2 ページの第 1 表、歳入歳出予算補正をお開きください。歳入の 1 款 1 項市町村負担金を 1 億 8,855 万 7,000 円減額し、4 款 1 項支払基金交付金を 11 億 5,752 万 7,000 円減額し、7 款 1 項繰越金を 105 億 8,607 万 3,000 円増額し、9 款 1 項寄附金を 500 万円増額するものでございます。

3 ページの歳出、2 款 1 項療養諸費は財源の振り替えのみのため、補正額はゼロ円でございます。6 款 1 項償還金及び還付加算金を 38 億 271 万 5,000 円増額し、7 款 1 項予備費を 54 億 4,227 万 4,000 円増額するものでございます。

続きまして、黄色い仕切りの特別会計補正予算説明書を御説明申し上げます。8 ページ、9 ページをお開きください。歳入で、1 款 1 項 2 目療養給付費負担金 1 億 8,855 万 7,000 円は、療養給付費の精算に伴う減額でございます。

4 款 1 項 1 目後期高齢者交付金 11 億 5,752 万 7,000 円は、後期高齢者交付金の精算に伴う減額でございます。

7 款 1 項 1 目繰越金 105 億 8,607 万 3,000 円は、平成 30 年度決算額の確定に伴い、剰余金全体額から当初予算対応分を差し引いたものでございます。

9 款 1 項 1 目一般寄附金 500 万円は、寄附金の採納に伴い、新たに歳入科目を設け増額するものでございます。

10 ページ、11 ページをお開きください。歳出で、2 款 1 項 1 目療養給付費に補正がございませんが、歳入の市町村支出金及び支払基金交付金の減額に伴い、その財源を繰越金に振り替えるものでございます。

6 款 1 項 3 目償還金 38 億 271 万 5,000 円は、平成 30 年度に超過交付となりました国庫負担金等の償還に伴う増額でございます。

7 款 1 項 1 目予備費 54 億 4,227 万 4,000 円は、歳入補正合計額から歳出の 6 款補正額を差し引いた残額でございます。

続きまして、12 ページから 13 ページをお開きください。先ほど歳入で御説明申し上げました療養給付費負担金の精算に係る市町村療養給付費負担金一覧表でございます。

以上、議案第 14 号及び議案第 15 号を一括して御説明申し上げます。御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（下平豊久君） 議案第 14 号及び議案第 15 号の説明が終わりました。

初めに、議案第 14 号 令和元年度長野県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算に対する質疑、討論、採決を行います。

質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下平豊久君） 特にないようですので、質疑は終結し、討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下平豊久君） ないようです。討論を終結し、議案第 14 号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔全 員 起 立〕

議長（下平豊久君） 全員起立。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第 15 号 令和元年度長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特

別会計補正予算に対する質疑、討論、採決を行います。

これより質疑に入ります。質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下平豊久君） ないようです。質疑を終結し、討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下平豊久君） ないようです。討論を終結し、これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔全 員 起 立〕

議長（下平豊久君） 全員賛成と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎ 認定第 1 号及び認定第 2 号 2 件一括上程、理事者説明、
質疑、討論、採決**

議長（下平豊久君） 次に、認定第 1 号 平成30年度長野県後期高齢者医療広域連合一般会計決算の認定について及び認定第 2 号 平成30年度長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計決算の認定について、以上 2 件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

吉岡事務局長。

事務局長（吉岡広幸君） それでは、認定第 1 号及び認定第 2 号につきまして、一括して御説明申し上げます。

平成30年度長野県後期高齢者医療広域連合一般会計・特別会計決算書の 1 ページをお開きいただき、決算総括表を御覧ください。初めに、一般会計の決算について御説明申し上げます。1 行目を御覧ください。一般会計の歳入総額は収入済額欄の 9 億 4,851 万 5,311 円、歳出総額は支出済額欄の 8 億 1,307 万 8,589 円、歳入歳出差引残高は 1 億 3,543 万 6,722 円でございます。

主な内容につきまして、歳入は構成市町村からの事務費負担金と前年度決算剰余金に係る繰越金でございます。また、歳出は事務局運営経費と特別会計への事務費繰出金でございます。

続いて、特別会計の決算について御説明申し上げます。総括表の 2 行目を御覧ください。特別会計の歳入総額は収入済額欄の 2,851 億 1,531 万 2,288 円、歳出総額は支出済額欄の 2,715 億 2,923 万 8,623 円、歳入歳出差引残高は 135 億 8,607 万 3,665 円でございます。

主な内容につきまして、歳入は構成市町村、国及び県からの療養給付費負担金等のほか、現役世代からの支援金、前年度決算剰余金に係る繰越金でございます。また、歳出は療養給付費など保険給付費のほか、健康診査事業等を実施する保健事業費、前年度の事業費等精算に係る国庫等への償還金でございます。

詳細につきましては、先の全員協議会で御報告申し上げたとおりでございます。7 ページから 25 ページ、歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書に記載してございますので、御確認をお願いいたします。

続きまして、財産について御説明申し上げます。27 ページ、財産に関する調書をお開きください。平成31年 3 月 31 日現在の状況でございます。財産は取得時の価格が 10 万円以上

であった物品でございますが、平成30年度中はデータ圧縮ソフト2本について、電算処理システムの機器更新に伴い廃棄したことから減少となっております。

なお、本決算につきましては、去る8月28日に由井美成代表監査委員及び中島義浩監査委員の御審査をいただいております。監査委員の御意見は、決算書に添付いたしました歳入歳出決算審査意見書のとおりでございます。

以上、御審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

議長（下平豊久君） 以上で説明が終わりました。

初めに、認定第1号 平成30年度長野県後期高齢者医療広域連合一般会計決算の認定についてに対する質疑、討論、採決を行います。

質疑に入ります。質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下平豊久君） ないようです。質疑を終結し、討論に入ります。討論はございますか。池田議員。

7番（池田国昭君） 1号に関しては、2号ともセットですけれども、いずれにしても、保険料の据置きは行われたものの、特例減免が廃止されて、負担の重い保険料の上に成り立っている制度を維持してきた、そういう運営をしてきた決算ですので、反対をしたいと思います。以上です。

議長（下平豊久君） ほかに討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下平豊久君） ないようです。討論を終結し、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔多数起立〕

議長（下平豊久君） 賛成多数。よって、本案は原案のとおり認定されました。

続きまして、認定第2号 平成30年度長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計決算の認定についてに対する質疑、討論、採決を行います。

これより質疑に入ります。質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下平豊久君） ないようです。討論に入ります。討論はございますか。

先ほど池田議員は反対の討論だということでございます。ほかに討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下平豊久君） ないようです。討論を終結し、認定第2号についての採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔多数起立〕

議長（下平豊久君） 賛成多数。よって、本案は原案のとおり認定されました。

議長（下平豊久君） 以上をもちまして、本定例会に提出されました案件の審議は全て終了をいたしました。

ここで定例会の閉会の当たり、加藤連合長から挨拶があります。

加藤広域連合長。

広域連合長（加藤久雄君） 11月定例会の閉会に当たりまして、御礼の御挨拶を申し上げます。

す。

本日提出いたしました案件につきましては、原案どおり御議決をいただき、誠にありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

来年度予算編成作業を鋭意進めておりますけれども、今後、令和２年度・３年度の次期財政運営の根幹を成す保険料率の決定が大詰めを迎えるとともに、診療報酬の改定など財政運営に係る重要な情報が明らかになってまいります。安定かつ適切な財政運営が図れるよう、的確な情報把握に努めまして、予算編成に臨んでまいりたいと思います。

小雪を過ぎまして、朝夕ひときわ冷え込む頃となってきたわけでございます。市町村の12月議会が控える中におきまして、議員の皆様には十分御自愛をいただきまして、なお一層の御活躍を御祈念申し上げます。閉会の挨拶といたします。どうもありがとうございました。

議長（下平豊久君） 長時間にわたり御審議をいただきましたが、これをもちまして令和元年11月長野県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会といたします。

大変御苦勞さまでございました。

午後 ３時54分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 下平 豊久

署名議員 柳田 清二

署名議員 渡辺 正男